新西部クリーンセンター（仮称）整備事業
入札説明書等に関する質問回答書（第１回）

平成28年6月3日

佐　世　保　市

1　入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
1-1	5	第2章	1	ウ (オ),(キ)	運営業務	焼却残渣や破砕不適物、直接埋立てごみを西部クリーンセンター内の最終処分場に運搬する計画となっていますが、将来、西部クリーンセンター外に新最終処分場が建設された場合の対応についてご教示願います。 ①運営事業者と運搬委託契約を新規に締結することになるのでしょうか。 ②運搬に関する費用は最終処分場立地に合わせて改定協議されるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点においては、ご質問の場合は想定していません。
1-2	5	第2章	7	―	事業方式	本施設は20年間程度にわたって使用する予定とありますが、基幹改良や長寿命化工事は行わず、20年間程度で廃炉とする前提で維持管理計画を立案するということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、入札説明書に記載のとおり、事業者は20年間以上の使用を前提として本事業を実施することに留意してください。
1-3	5	第2章	8	ウ(オ)	焼却残渣の運搬	焼却残渣の運搬は西部クリーンセンター敷地内のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、敷地外に焼却残渣を運搬する場合には市が行うものとし、市が指定する運搬車両への積込作業までを事業者の業務範囲とします。
1-4	6	第2章	8	(1)	（カ）	有価物の売却代金は事業者提案となっていますが、運営期間中に相場変動や有効利用先変更により売却代金が変更になった場合、その都度、売却代金は改定して頂けるものと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、P38「別紙3 資源物の取扱いについて」に記載のとおり、運営事業者が本市から購入する有価物の価格は、運営事業者が有価物売却先に売却した価格となります。
1-5	7	第2章	8	(3)	イ　運営業務に係る対価	「運営業務に係る対価は最低5年以上の期間で平準化して支払う」とありますが、平準化の期間については最低5年間として詳細は事業者提案であると理解して良いでしょうか。	本市は、固定料金の支払い金額を運営期間にわたり、平準化して支払います。固定料金の金額について、運営期間の15年間を単一料金として平準化するか、複数の固定料金として最低5年間以上の期間で段階的に平準化するか等の詳細は、事業者提案とします。
1-6	9	第3章	2	(2)	本施設の建築物の建設を行う者	代表企業にて建築物の建設を行う者の要件を満たす場合、一次下請けにて建築物の建設を行う企業（ゼネコンなど）を協力企業とすることは可能との理解で良いでしょうか。	可能です。
1-7	9	第3章	2	―	各業務を行う者の要件	代表企業が「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を得ている場合、契約時に必要な建設業法上の監理技術者は「清掃施設工事」に係る監理技術者資格を有する者と解釈してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約の契約者が、共同企業体ではなく代表企業のみの場合には、お見込みのとおりです。
1-8	9	第3章	2	―	各業務を行う者の要件	契約上の監理技術者と現場代理人は兼務できるものと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者と現場代理人の兼務は可能です。
1-9	10	第3章	2	(2)ア	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「建築一式工事」とありますが、「建築工事業」と読み替えてよろしいでしょうか。	「建築一式工事」は、「建築工事業」に読み替えるものとします。
1-10	10	第3章	2	(2)イ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「専任で配置」とは「現場に常駐」ではないと考えて宜しいでしょうか。	「専任で配置」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。
1-11	10	第3章	2	(2)エ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「本施設の建築物と同種又は類似の建設工事の受注実績」とは元請、下請の別は問わないと考えてよろしいでしょうか。	元請、下請の別は問いません。
1-12	10	第3章	2	(3)ア(イ)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要	「専任で配置」とは「現場に常駐」ではないと考えて宜しいでしょうか。	質問No.1-10を参照してください。
1-13	10	第3章	2	(3)イ	マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「高効率ごみ発電施設」の監理技術者と「マテリアルリサイクル推進施設」の監理技術者は兼任できるものと考えて宜しいでしょうか。	高効率ごみ発電施設の監理技術者とマテリアルリサイクル推進施設の監理技術者の兼任は認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
1-14	10	第3章	2	(3)イ(イ)	マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「専任で配置」とは「現場に常駐」ではないと考えて宜しいでしょうか。	質問No.1-10を参照してください。
1-15	10	第3章	2	(3)イ(エ)	マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	実績要件として、「不燃ごみ、粗大ごみ、及び資源物を処理対象物とするマテリアルリサイクル推進施設」が記載されていますが、処理対象としての資源物の分類は特に問われず、資源物の受入・保管を行う施設であれば良いと理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。資源物の分類は問いません。
1-16	11	第3章	2	(4)	本施設の運営を行う者の要件	ア及びイ(イ)に運転管理業務実績とありますが、これは運営業務ではなく運転業務の実績との理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-17	11	第3章	2	(4)	本施設の運営を行う者の要件	維持管理業務を行い、かつ、運転管理業務を行わない企業が「ア」及び「イ」の要件を満たす場合、本要件を満たすものとの理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりですが、「イ」の要件を満たす技術者は、現場総括責任者として、運転管理業務も含めて統括できる技術者を配置してください。
1-18	11	第3章	2	(4)ア	本施設の運営を行う者の要件	運営企業の参加資格において、DBO事業でSPCから運転管理業務を受託している場合、要件に該当するものと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-19	11	第3章	2	(4)イ	本施設の運営を行う者の要件	現場責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者は、維持管理業務を行い運転管理業務を行わない企業が自社の従業員として配置しても良いと理解して良いでしょうか。	維持管理業務を行う企業の従業員の配置も可能です。
1-20	11	第3章	2	(4)イ	運営を行う者の要件	本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低2年間配置できることとなっていますが、2年以内に交代することは出来ないのでしょうか。	やむを得ない事情がある場合には、本市が承諾した場合に限り、本項に規定する要件を満たす者への交代を認めます。
1-21	12	第3章	5	ー	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の出資金は必要に応じて増資，減資することは可能との理解で良いでしょうか。	運営事業者の資本金額は、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、提案した金額を維持しなければなりません。詳細は、基本契約書（案）第7条第4項を参照してください。
1-22	12	第3章	6	ー	共同企業体の設立に関する要件	本項で規定する共同企業体とは構成員として貴市と建設請負契約を締結することを目的として設立する共同企業体であり、協力企業で代表企業の下請け施工を行う目的で設立するものは本要件は問わないと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-23	13	第3章	7	(2)	ウ　入札価格	「入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする」とありますが、「入札比較価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額」および「入札比較価格を構成する運営業務に係る対価の内訳額」はあくまで参考であり、入札価格の内訳について失格の制限はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。内訳については本市が想定する参考価格であり、失格の制限はありません。
1-24	16	第4章	2	(5)	イ　運営期間における保証	運営業務委託契約の契約締結日までに納付するものとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第4条に基づき、運営期間の各事業年度の開始日までに、保証を付してください。
1-25	19	第5章	1	(8)	対面的対話の実施	イ事前資料の提出にて「本市の意図及び提案の可否判断を確認するための補足資料（全体配置予定説明図、動線計画説明図等）の提出を求める」、ウ実施方法にて「対話の議事録は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに・・・個別に回答する」とあります。配置動線計画は非価格評価項目であることから、計量棟やプラットフォーム等の配置や車両動線が推測できるような質疑応答は個別回答で非公表になると考えてよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりです。 なお、対面的対話の詳細は、参加資格を有すると認められた入札参加者に「対面的対話実施要領」を通知します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
1-26	23	第6章	1		参加資格確認申請書類	副本は、正本の提出書類を白黒コピーしてよろしいでしょうか。	副本は、正本の白黒コピーで構いません。
1-27	23	第6章	1		参加資格確認申請書類	様式第3～9号を1冊に綴じていれば、ファイル方法は任意でよろしいでしょうか。ファイル方法にご指定があればお願いします。	入札説明書P26第7章2(1)に記載のとおり、様式第6号を表紙としてA4版・縦・左綴じとし、これ以外のファイル方法は任意とします。
1-28	23	第6章	3		入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ（CD-R）の提出は1枚のCD-Rにまとめたものを3部ご提出するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-29	25	第6章	3	(4)	ウ（シ） パース	パースは鳥瞰図とアイレベル各1枚とありますが、提案する施設計画および外観を理解して頂くために、複数枚提出しても良いでしょうか。	鳥瞰図及びアイレベルのパースの複数枚ずつの提出を認めます。
1-30	26	第7章	3	(1)	ー	入札書を封入する中封筒，外封筒のサイズ及び色についてご指定ありますでしょうか。	指定はありません。
1-31	26	第7章	4		提案書	提出する提案書は片面印刷としてよろしいでしょうか。	片面印刷・両面印刷は、見やすさに配慮するものとし、任意としますが、設計計算書、要求水準に対する設計仕様書、添付資料等は極力、両面印刷にしてください。
1-32	26	第7章	4		提案書	提案書の提出体裁はパイプファイルに製本するものと理解してよろしいでしょうか。	パイプファイルで結構です。
1-33	26	第7章	4	(1)	提案書	「各ページの下中央に通し番号をふり」とありますが、提案書の大項目毎に通し番号をふることでよろしいでしょうか。また、様式集の表紙にはページをふらなくてよろしいでしょうか。	技術提案書は、指定の様式全体で通し番号をつけてください。また、様式集の表紙にはページは不要です。
1-34	26	第7章	4	(2)	提案書	「各ページの下中央に通し番号をふり」とありますが、施設計画図書の単元毎に通し番号をふることでよろしいでしょうか。また、様式集の表紙にはページをふらなくてよろしいでしょうか。	施設計画図書は、単元毎に通し番号をつけてください。また、様式集の表紙にはページは不要です。
1-35	27	第7章	4	(3)	提案書	「各ページの下中央に通し番号をふり」とありますが、添付資料及び提案図書概要版の単元毎に通し番号をふることでよろしいでしょうか。また、様式集の表紙にはページをふらなくてよろしいでしょうか。	添付資料は、単元毎に通し番号をつけてください。また、また、様式集の表紙にはページは不要です。
1-36	27	第7章	4	(3)	ー	「提案図書概要版」との記載がありますが、これは第6章提出書類のどれを表しているのかご教示願います。	「提案図書概要版」は誤記です。「添付資料及び提案図書概要版」は、「添付資料」に読み替えるものとします。
1-37	27	第7章	5		施設計画に係る提案概要	施設計画に係る提案概要は、パース図、建築面積、延床面積、その他の施設諸元、提案のコンセプト、施設計画の特徴を合計1枚（両面印刷で2ページ以内）にまとめるという理解でよろしでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-38	28	第7章	6	(2)	保険	貴市にて加入予定の建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）の詳細をご教示ください。	データを貸出しますので、希望者は事務局に連絡の上、お越しください。
1-39	28	第7章	6	(5)	電力に係る契約について	「入札時における買電に係る電力料金・・・、九州電力株式会社との契約とし」とありますが、実際の買電契約時には九州電力以外との契約は可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者は、買電の契約先を本市に提案することができます。詳細は、運営委託契約書（案）第45条第2項を参照してください。
1-40	28	第7章	6	(5)	電力に係る契約について	「入札時における買電に係る電力料金・・・、九州電力株式会社との契約とし」とありますが、九州電力と買電に係る契約期間に制限はありますでしょうか。	現時点の制度下においては、契約期間に係る制限は特にありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
1-41	28	第7章	6	(6)	業務の委託	「事業者は本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」とありますが、維持管理業務や建設業務は第三者への発注無しに行うことは不可能と考えます。本項の意味するところを具体的にご教示願います。	本項は、一括再委託又は一括下請負の禁止、本市の事前の承諾なく一部再委託又は一部下請負を禁止しているものです。具体的には、建設工事請負契約書(案)第6条、運営業務委託契約書(案)第7条を参照してください。
1-42	33	別紙2	2	(2)	ア　高効率ごみ発電施設の運営に係る業務委託料の算定方法	売電量のインセンティブフィー及びペナルティーは年間実績値にて算出するものと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-43	33	別紙2	2	(2)	ア　高効率ごみ発電施設の運営に係る業務委託料の算定方法	※4において「実売電力量−提案売電電力量」＜0の場合、事業者がペナルティーを支払うこととなっていますが、年間の総売電量はごみ搬入量に大きく依存いたします。 本条項は要求水準書における計画搬入量におけるペナルティーと理解いたします。 提案売電電力量は計画値の年度処理量を前提として計算しますが、実際の処理量(搬入量)がこれより変化した場合、提案売電電力量は委託料B(変動費)と同じく、ごみ処理量に合わせて変動算定して頂けるものと理解して良いでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりです。実処理量に基づく提案売電電力量の算定方法については、落札者と契約締結時に協議するものとします。 なお、インセンティブフィーの対価の算定方法について、次のとおり補足します。 実売電電力力が提案売電電力より5%以上上回った／下回った場合、5%分はインセンティブフィーの計算には含めず、5%を上回った／下回った分をインセンティブフィーの対象とします。 (例:6%上回った場合のインセンティブフィー＝1%分(6-5%)×売電単価×50%)
1-44	39	別紙4	1		入札書等の提出用封筒	裏面の記載がございませんが、封入の割印は必要でしょうか。	割印の必要は特にありません。
1-45	40	別紙5	−	−	法令等の変更リスク	法令等の変更リスクで本事業に直接関係する法令を具体的にご教示ください。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が該当します。具体的には、要求水準書に示す関係法令等を参照するとともに、建設工事請負契約書(案)第29条の2、運営業務委託契約書(案)第54条を参照してください。
1-46	41	別紙5	−	−	−	注3)において不可抗力における事業者負担について、当該年度における運営業務委託料の1/100を想定とありますが、事業リスク算定のため今回質問回答にて決定していただけますでしょうか。	運営業務に係る不可抗力の場合の費用分担は、契約金額を15で除した金額の100分の1以下の額は、受注者の負担とします。詳細は、運営委託契約書(案)第56条及び別紙7を参照してください。
1-47	24	別紙5	−	−	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延以外のリスクについては貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-48	42	別紙6	2	−	電気料金	「電気料金に変更(基本的に基本料金及び従量料金を対象とする)が発生した場合・・・」とありますが、アンシラリーサービス料は基本料金、従量料金のどちらと考えればよろしいでしょうか。	アンシラリーサービス料は、基本料金、従量料金とは別に本紙6の対象となります。 また、運営業務に係る対価においては、アンシラリーサービス料は固定費 ii として計上するものとします。
1-49	42	別紙6	表中No.1項	—	売電に係る契約	「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は当該変更を踏まえて支払うものとする、とありますが、これは変更となった単価を反映するという意味でしょうか。その場合、単価を反映するタイミングは変更後直ちにとの理解で良いでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりです。「売電量増加分の対価」の支払いは年1回であるため、対価の算定に際しては、制度変更の適用日以降は変更後の単価が基本となりますが、詳細は協議により決定します。
1-50	42	別紙6	表中No.3項	—	売電に係る契約	物価変動における売電に係る契約変更による費用の増減は貴市の収入/負担とありますが、技術提案における売電契約単価の物価変動もこの規定によるものと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。売電収入は本市の帰属としていますので、物価変動に伴う変動は本市の収入/負担とします。
1-51	45	別紙7	2	(4)	運営業務委託料の減額等の措置	ここでいう固定費 i の10%とは、当該年度の固定費 i の10%でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
1-52	47	別紙8	2	(1)	イ　事後確認	建設期間における地元貢献額について、実施計画書と実施報告書に乖離があるか否かの判断は実施報告書を提出する工事完成時であり、工事期間途中には協議および貴市による当該判断は行わないという理解でよろしいでしょうか。	実施報告書の提出は、記載のとおり工事完成時としますが、現場着工後においては、各年度終了時に地域貢献に係る進捗状況を確認できる資料を事業者は本市に提出するものとします。なお、P48、「3 地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置」の適用は、設計・建設期間中については工事完成時のみとなります。
1-53	48	別紙8	2	(2)	イ(b)　事後確認	文中の「工事完成時」は「運営期間終了時」と読み替えてよろしいでしょうか。	「工事完成時」は、「中間確認は各年度終了時に、最終確認は運営期間終了時」に読み替えるものとします。 また、以下の記載は、(2)運営業務、ア 事前確認、(a)から削除し、(2)運営業務、イ 事後確認、(b)への記載に訂正します。 「この際、事業者は、本市が提出を求めた場合には、実施報告書【運営業務】の内容を証明する書類を提出しなければならない。」
1-54	48	別紙8	2	(2)	イ　事後確認	中間確認を各年度終了時に行うとありますが、実施計画書と実施報告書に乖離があるか否かの判断は実施報告書を提出する運営期間終了時であり、中間確認時には当該協議および貴市による当該判断は行わず進捗状況のモニタリングを行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、本項(d)及び(e)に記載の実施報告書に不備があると本市が判断した場合の改善要求等の措置は、中間確認時にも適用となります。
1-55	－	－	－	－	地域貢献金額の算定方法	地域貢献金額の算定方法について、詳細な規定をご教示願います。 また、次の定義についてご教示願います。 ①地元企業の定義 ②発注額の定義(商社行為の取扱い、地元から市外へ発注された場合などの取扱い) ③雇用における地元の定義(貴市内在住者かつ貴市住民票を有すなど)	地域貢献に係る定義及び金額の算定方法は、次のとおりとします。なお、地域貢献の意義を鑑みて、適切な提案をしてください。 ①地元企業とは、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」に基づく市内業者及び準市内業者をいいます。 ②地域貢献金額は、建設事業者又は運営事業者が地元企業に発注する金額(資材等の調達に係る発注金額を含む)を計上してください。なお、一次下請から二次下請への発注金額の取扱いは、次のとおりとします。 　一次下請(市内)→二次下請(市内):一次下請への発注金額を計上 　一次下請(市外)→二次下請(市内):二次下請への発注金額を計上 ③雇用における地元(地域人材)とは、本市内在住かつ本市の住民票を有する者をいいます。

2　要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
2-1	3	第1部 第1章	第2節	2.1	(5) 余熱利用管理業務	「発電状況に応じ、当該収入の一部をインセンティブフィーとして運営事業者に支払う。(試運転期間を含む。)」とありますが、試運転期間はあくまで調整期間中であるため、インセンティブの対象期間は性能試験後との認識でよろしいでしょうか。	事業者との協議により決定することとします。
2-2	7	第1部 第2章	第1節	1.3.1	施設稼動時の収集・処理・処分計画	除湿器等の処理方式で「フロン回収」とありますが、運営事業者の業務はフロンガスが含まれる機器を選別・分解し、引き抜いたフロンガスを市殿に引き渡すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-3	7	第1部 第2章	第1節	1.3.1	施設稼動時の収集・処理・処分計画	除湿機等はフロンガスの回収を行うことになっていますが、回収するための装置に関しては事業者の範囲で、回収容器に関しては御貸与頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ガスボンベは事業者手配とします。 R134a-50kg、R22-18kg、R-12-14kgに加え、予備1本をご用意ください。
2-4	8	第2章	1	1.3.1	(2)計画処理量 ②マテリアルリサイクル推進施設	破砕可燃/不燃物の構成比が79.3%とありますが、破砕可燃物と不燃物のそれぞれの構成比をご教示下さい。	現状では区分しておらず不明です。添付資料-4をご参考のうえ、各社のご経験からご提案ください。
2-5	9	第1部 第2章	第1節	1.3.1	(2) 計画処理量 ②ﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ推進施設	合計計画処理量(7,398t/年)にスプリングマット(1726個/年)および除湿器(500台/年)は含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-6	10	第1部 第2章	第1節	1.3.2	搬出入車両	H26年度実績の委託業者の車両は「2t車、4t車、8t車」となっています。一方、要求水準書P67ではごみ投入扉への搬入車両は「2～4tパッカー車、10t車など」となっています。新西部クリーンセンター(仮称)へは8tパッカー車による搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。	8tパッカー車も搬入を見込んでください。
2-7	11	第1部 第2章	第1節	1.3.2	搬出入車両	搬出車両(2t車、4t車、10t車、12t車、25t車)の車種(天蓋付きなど含む)、車両寸法、回転最小半径や車両図面等、動線計画を行う上で必要な情報の提示をお願いします。	各社のご経験からご提案ください。
2-8	12	第1部 第2章	第1節	1.3.2	搬出入車両	その他搬入車両は運営事業者による手配となることから、提示されているタンクローリー(10t)、特殊牽引タンクローリー(10t)についてはあくまで参考であり、車種選定含めて事業者提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-9	13	第1部 第2章	第1節	1.3.5	計量計画	可燃ごみについては、直接ピットへ投入するものと、可燃性粗大ごみ切断機にて切断後投入するものがありますが、これらが混載で搬入された場合は搬入時に計量機にてその合計値を1回計量し、可燃性粗大ごみにつきましては切断後直接ピットにコンベヤで投入する提案としてよろしいでしょうか。	具体的な方法は、事業者との協議により決定することとします。
2-10	13	第1部 第2章	第1節	1.3.5	計量計画	上記の質問で可燃性粗大ごみ切断機にて切断した可燃ごみの重量を計測する必要がある場合、可燃性粗大ごみ切断機投入前に再度計量を行い、内訳として記録することでよろしいでしょうか)。	質問No.2-9を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-11	13	第1部 第2章	第1節	1.3.5	計量計画	資源物は「搬入時は未計量」とありますが、これは一般持込車両を指し、2016.5.18現地見学会でご説明いただいた通り、委託業者は搬入時に計量するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-12	13	第2章	1	1.3.5	資源物（古紙類、缶類、ペットボトル等） 資源物（空きビン、蛍光管、廃乾電池等）	資源物が混載で搬入される場合は、どの品目が混載で搬入されるのでしょうか。	資源物（古紙類、缶類、ペットボトル等）、資源物（空きビン、蛍光管、廃乾電池等）ともに混載で搬入される可能性があります。
2-13	18	第1部 第2章	第2節	2.1.3	余熱利用計画	「今後、余熱の一部（蒸気または高温水）を併設予定の余熱利用施設に供給（1.5GJ/h）」とありますが、発電効率は場外余熱に供給する熱量がゼロの条件で14%以上を達成するものと考えてよろしいでしょうか。 また、様式第15号-2-1（別紙1）に記載する提案売電電力量についても、同様に場外余熱に供給する熱量ゼロの条件で提案してよろしいでしょうか。場外余熱を見込む場合は、平成何年度から見込めばよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段は場外余熱する場合と供給しない場合の双方について作成してください。（様式は適宜、欄を追加してしてください。頁数が増えても問題ありません。） なお、余熱供給は平成34年度以降を見込んでください。
2-14	18	第1部 第2章	第2節	2.1.3	余熱利用計画	「余熱の一部を併設予定の余熱利用施設に供給する計画」との記載がありますが、工事範囲は添付資料-3中の「余熱供給場所」までと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-15	18	第1部 第1章	第2節	2.1.3	余熱利用計画	併設予定の余熱利用施設へは余熱の供給のみで、電力の供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-16	24	第1部 第2章	第2節	2.2.3	1)破砕選別施設	不燃残渣については、選別物を不燃物とする際の基準を事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、純度及び回収率（目標値）は要求水準書のとおりです。
2-17	24	第1部 第2章	第2節	2.2.3	3)ペットボトル圧縮梱包施設	選別前の不純物混入割合も御教示願います。	調査していません。 各社のご経験からご提案ください。
2-18	25	第1部 第2章	第3節	3.3	環境影響評価の遵守	要求水準書のご提示条件を満足したうえで、環境影響評価書の内容と受注者の設計および運営の内容に齟齬が生じた場合、「入札説明書 別紙5　リスク分担表」に則り、そのリスク負担者は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。	齟齬が生じないようご提案いただくことが基本となります。ただし、やむを得ず齟齬が生じる場合には、齟齬の内容、要因等について協議を行った上で、リスク分担は、別紙5 リスク分担表の「設計変更リスク」に基づきます。
2-19	25	第1部 第2章	第3節	3.3	環境影響評価の遵守	環境影響評価書を入札公告の添付資料として提示していただけないでしょうか。	データを貸出しますので、希望者は事務局に連絡の上、お越しください。
2-20	27	第2部 第1章	第1節	1.1.	全体計画（5）	「・・・・・。なお、運転管理等に必要な構内連絡用無線についても、最新機器を納入すること。」とありますが、構内連絡用無線とは、電話設備の構内PHS電話機を指すと考えてよろしいでしょうか。また、その対象エリアは添付資料－3に示されている「新西部クリーンセンター（仮称）建設予定地」と理解してよろしいでしょうか。	前段はご提案ください。 後段はお見込みのとおりです。
2-21	32	第2部 第1章	第2節	(2)	上水道	加入金については貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、工事検査手数料は事業者の負担となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
2-22	32	第2部 第1章	第2節		ユーティリティ計画	“ユーティリティ確保に伴う取り合い点から本施設までの接続等工事に関する負担金”につきまして、生活排水の放流に関する負担金の要否をご教示願います。	生活排水の放流に関する負担金は不要です。
2-23	32	第2部 第1章	第2節	(4)	排水	「プラント排水は・・・原則的に放流しないこととする」とありますが、放流を計画した場合、量や水質に関する制限等はありますでしょうか。	原則、放流しないこととして計画してください。
2-24	36	第2部 第1章	第3節	3.4	(6)工事車両ルート	工事関係車両の指定ルートをご提示願います。	環境影響評価の資機材運搬車両運行計画をご確認ください。
2-25	38	第2部 第1章	第5節	5.3	試運転及び運転指導に係る費用	不適物や残渣等の場外搬出がする必要があるものに関しては、貴市にて処分して頂けると理解してよろしいでしょうか。	運営期間中と同様に、場内の運搬を行うものは事業者が運搬していただきます。場外搬出のものは積込作業まで行っていただきます。
2-26	40	第2部 第1章	第6節	6.1	4) 安定稼動試験	高効率ごみ発電施設の安定稼働(90 日以上の連続運転)の確認は・・・施設引渡し後かし担保期間中に年1 回確認すること。」とありますが、かし担保期間とはプラント工事のかし担保期間という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-27	41	第2部 第1章	第6節	6.1	5) 性能試験の測定項目	騒音、振動、悪臭の各項目については、添付資料9記載の測定地点と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、協議により変更する可能性はあります。
2-28	42	第2部 第1章	第6節	6.1	表2-6-1	焼却灰の採取箇所が「灰分散機出口」とありますが、採取し易さを考慮して「灰押出装置の入口または出口」としてもよろしいでしょうか。	実施設計時に協議としますが、ご提案の箇所で可とする予定です。
2-29	42	第2部 第1章	第6節	表2-6-1	悪臭	排出基準に関しましては、貴市発行「悪臭防止のしおり」記載の「長崎県悪臭防止指導要綱に基づく 悪臭防止対策」の排出基準とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-30	49	第2部 第1章	第8節	8.1	Ⅰ 3)図面	⑨は欠番と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-31	54	第2部 第1章	第8節	8.4	(14)竣工写真ネガフィルム等	本項において、デジタルデータのサイズが600万画素以上との指定がございますが、本数値は竣工写真に対する指定画素数との理解でよろしいですか。 工事記録写真につきましては、受注後に協議頂けるものと理解してよろしいですか(工事記録写真を6M／枚とした場合、記録データが膨大となり対応が非常に困難になるものと考えます)。	お見込みのとおりです。
2-32	61	第2部 第1章	第1節	1.4	(5)配管材料	「水槽内及びスラブ上[150]mmまでは」とありますが、「スラブ上」については水槽天井上部を指し、水槽を貫通するような配管や金物を外部150mmまで耐食材料とすることと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-33	63	第2部 第2章	第1節	1.6	地震及び災害対策	建築設備については、(2).②“官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説”における、受水槽容量の確保、水質確保等の規定も該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
2-34	63	第2部 第2章	第1節	1.6	地震及び災害対策	(2)にて「④火力発電所の耐震設計規程(指針)(主にプラント設備)」、(4)にて「プラント設備等は建築の分類と同等のレベルを確保すること」とありますが、プラント設備の耐震設計は「火力発電所の耐震設計規程(指針)」を基準として行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-35	74	第2部 第2章	第2節	2.2.7	3)噴霧場所 (2)消臭用	ごみピット内の臭気に関し、炉の運転期間中は燃焼用空気として吸引し、また炉の停止期間中は脱臭装置を運転する提案とする場合は、ごみピット内への消臭剤噴霧は不要になるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-36	75	第2部 第2章	第2節	2.2.9 (5)	脱臭装置	活性炭の取替頻度は1ヶ月以上とありますが、事業者の提案する年間運転計画に基づき、最適な活性炭容量を提案することは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。 〔 〕書きであり、協議に応じます。
2-37	81 82	第2章	第3節	3.4.1 3.4.2	5)付帯機器 (5)漏洩検知装置	ご指定の使用燃料がガスでなく灯油であることから、漏洩検知装置は設置しない計画としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-38	86	第2部 第2章	第4節	4.1.3	節炭器	「排ガスの温度調節に支障がないと判断できる場合は、排ガス処理設備の減温塔を省略し、低温エコノマイザの採用を検討すること」とありますが、減温塔を省略する場合は、プラントで再利用できる水量が大幅に減少することから、プラント排水処理水(再利用水)の余剰水を放流してもよろしいでしょうか。	質問No.2-23を参照してください。
2-39	89	第2部 第2章	第4節	4.4	4)特記事項(1)	脱気能力の余裕率に関しまして「20分以上」との記載がありますが、これは「20%以上」とのご指定であると理解してよろしいでしょうか。	貯水容量についての記載であり、ボイラー最大蒸発量に対し20分以上としてください。
2-40	92	第2部 第2章	第4節	4.7	4.7.2、2)数量(1)缶水用	数量に関して缶水用「1基/炉」とありますが、缶水の測定は、脱気器付近の測定を想定しています。脱気器は共通機器とする場合は、「1基/全炉」でよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-41	93	第2部 第2章	第4節	4.7.5	ブロータンク	「吹き出し管は、それぞれ単独にブロータンクに接続すること」とありますが、「それぞれ」とは「各炉系」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-42	103	第2部 第2章	第5節	5.3.1	4)付帯機器 (3)	ろ布破孔等の不測の事態発生時の適正な運転継続、及びメンテナンスに問題がなければ出口ダンパのみとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-43	104	第2部 第2章	第5節	5.5.1	4)主要機器 (1)	薬品としてアンモニアガスを使用する場合、単位はm3以外の適切なものを用いてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-44	107	第2部 第2章	第6節	6.1.1 7) (10)	蒸気タービン	主要ポンプである主油ポンプにつきましては、タービン減速装置と一体となった機械駆動ポンプであるため、同能力のモータ駆動ポンプ(補助油ポンプ)を設置するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-45	114	第2章	第6節	6.3.1	場外用温水発生設備	今回蒸気にて供給する場合、場外余熱利用施設先にて用意いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-46	114	第2章	第6節	6.3.2	温水循環ポンプ	今回蒸気にて供給する場合、場外余熱利用施設先にて用意いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-47	115	第2章	第7節	7.1 7.2	押込送風機 二次送風機	接点付温度計とは、軸受温度計のことと理解して宜しいでしょうか。 電動機軸直結で軸受がない場合は、温度計は不要と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-48	117	第2部 第2章	第7節	7.4	風道 3)主要項目　(3)②	「エキスパンション(SUS製)」とありますが、これは接ガスする内筒を設置する場合に、その材質をSUSとするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-49	119	第2部 第2章	第7節	7.6	煙道 3)主要項目　(3)②	「エキスパンション(SUS製)」とありますが、これは接ガスする内筒を設置する場合に、その材質をSUSとするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-50	122	第2部 第2章	第8節	-	灰出設備	「飛灰は、飛灰搬送装置を経て・・薬剤処理を行い・・・灰運搬車に積み込むものとする」とありますが、灰溶融施設に搬送する場合は薬剤処理は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-51	122	第2部 第2章	第8節	-	灰出設備	上記について、事業計画にあたっては飛灰の処分先に関わらず全量薬剤処理するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-52	123	第2部 第2章	第8節	8.2 (9)	灰押出装置	「水槽下部には電動弁を設置」とありますが、灰押出装置の水抜き頻度は年数回と少ないため、弁の固着等によりメンテナンス性を損なわれる懸念があります。容易に排水できることを条件とし、電動弁による水抜き以外の方式をご提案することもお認めいただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。 〔　〕書きであり、協議に応じます。
2-53	129	第2部 第2章	第8節	8.8	5)付帯機器　⑥	飛灰は薬剤処理後に飛灰バンカまたは灰ピットに貯留した後、灰運搬車にて搬出を行うものとあるため、飛灰積込装置については不要と考えてよろしいでしょうか。	将来の資源化委託の可能性を含め設置するものです。 要求水準書どおりとします。
2-54	124	第2部 第2章	第8節	8.4	灰分散機	灰クレーンの運用により灰ピット内の灰ならしが容易に可能であり、かつご指定のクレーン稼働率を遵守できる場合は灰分散機を設置しない提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-55	135	第2部 第2章	第9節	9.6	ポンプ類仕様	各ポンプの容量にて吐出量を時間最大使用量の150%以上、とのご指定がありますが、ポンプ常用使用点での効率悪化(消費電力の増加)を避けるため、事業者の実績に基づく余裕率(10～20%)にてご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。 〔　〕書きであり、協議に応じます。
2-56	143	第2部 第2章	第11節	4	真空掃除装置	集中方式とありますが、湿気を含むものや帯状のものなど誤吸引により管路閉塞の恐れがあります。それら誤吸引による閉塞箇所の特定と復旧には非常に労力が必要となり、結果、維持管理上の負担となります。 メンテナンスを考慮した合理化案として、乾湿両用型掃除機など使用場所に合わせた可搬式掃除機を必要台数提案するものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-57	136	第2部 第2章	第10節	10.1	ごみピット汚水処理設備	「ごみ汚水処理については・・・提案とする」とありますが、機器構成を含めて事業者にて提案すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-58	146	第2部 第2章	第11節	11.8	炉内清掃時用ろ過式集じん器	ライフサイクルコスト低減のため、炉内清掃時用ろ過式集じん器は設けず、炉内清掃時に局所排気装置や除じん装置をリースする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-59	146	第2部 第2章	第11節	11.8	炉内清掃時用ろ過式集じん器	「加温装置」につきましては、事業者の提案する集じん器仕様により要否を判断するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-60	147 238	第2章 第6章	11節 2節	11.10 2.1.2	エアシャワー設備	エアシャワーやシャワー等の各装置を1室に集約した場合、運転員の動線を考慮すると実用性が悪くなる恐れがあります。 ダイオキシン類暴露防止の機能を損なうことなく分散配置と出来る場合は、各装置の配置は事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-61	153	第2部 第3章	第1節	1.4.4	進相コンデンサ盤	進相コンデンサの乾式パック型コンデンサとは、乾式コンデンサ及び直流リアクトルの機器構成のものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-62	155	第2部 第3章	第1節	1.6.1	低圧動力制御盤	低圧動力制御盤の仕様がコントロールセンターとなっていますが、性能を満足させた上で、電磁制御盤方式の動力盤を採用させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-63	157	第2部 第3章	第1節	1.6.1	低圧動力制御盤	4)主要機器にON・OFF押釦スイッチがありますが、本制御盤を電気室へ設置する場合は現場操作盤を機側に設けるため不要と思いますがよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。 実施設計時に協議とします。
2-64	158	第2部 第3章	第1節	1.7.1	非常用発電設備	非常用発電設備は、全停電時にプラントを安全に停止させるための設備と考え、災害時の非常用電源等の特殊用途には使用しないものと考えてよろしいでしょか。	お見込みのとおりです。
2-65	160	第2部 第3章	第1節	1.7.1	非常用発電設備	非常用発電設備の発電機遮断器盤・励磁装置盤について自動力率調整装置、自動同期投入装置、同期検定器が記載されていますが、本機器類は必要な場合に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-66	160	第2部 第3章	第1節	1.7.2 1.7.3	無停電電源装置 直流電源装置	無停電電源装置及び直流電源装置は、一体構成で計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-67	166	第2部 第3章	第2節	―	―	″建築付帯設備の情報収集・提供・伝達等″につきましては、P.261第2部第6章第5節5.2動力設備1)(1)″専用オペレータコンソール″にて計画することも可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
2-68	166	第2部 第3章	第2節	2.1.1	監視制御システム	バックアップ計器についてはコントローラ及びオペレータコンソールを冗長化し、十分な信頼性を確保した上で省略させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。 実施設計時に協議とします。
2-69	174	第2部 第3章	第2節	2.5.2	排ガス分析装置	SO_X、NO_X、CO、CO_2、0_2分析装置の測定レンジについて1,000ppmまで測定できることとありますが、そのままのレンジを採用すると排ガス処理制御上、精度に問題が生じるため、必要に応じて手動レンジ切替とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。 実施設計時に協議とします。
2-70	174	第2部 第3章	第2節	2.5.2	排ガス分析装置	塩化水素濃度計について測定方式が標準としてイオン電極連続分析法とされていますが、レーザ式をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-71	174	第2部 第3章	第2節	2.5.2	排ガス分析装置	ばいじん濃度計について測定方式が標準として近赤外光散乱方式とされていますが、摩擦電荷方式をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-72	186	第2部 第4章	2	6.	薬剤噴霧装置	ご指定の機能を満足することを条件に、高効率ごみ発電施設の薬剤噴霧装置と兼用する提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-73	188	第4章	3	3.2.1	低速回転破砕機 （不燃ごみ、粗大ごみ用） 4）付帯機器	「（1）油圧ユニット　1式」どありますが、油圧駆動ではなく、電動機駆動を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-74	195	第4章	5	5.1	一般事項	「風力選別機等で除去された異物は、高効率ごみ発電施設で処理するために、ごみピットまで搬送すること」とありますが、除去された異物を計量することを前提でサイクロンのダストとして、コンベヤで搬送とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。 計量機での計測量は委託費支払いの基礎数値となることにご配慮ください。
2-75	196	第4章	5	5.2.3	破砕物用粒度選別機	「破砕した不燃ごみ、粗大ごみから鉄類・アルミ類を回収した後、さらに不燃物と可燃物に分別するために設ける。」とありますが、選別の順番を変更してもよろしいでしょうか。	可とします。
2-76	200	第4章	5	5.3.5	ペットボトル手選別コンベヤ	手選別をコンベヤではなく、作業台とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
2-77	205	第2部 第4章	第7節	7.1	一般事項	破砕可燃物～（中略）～ごみピットまでの搬送方法は、破砕可燃物搬送コンベヤによる」とありますが、1.3.5計量計画のとおり、本施設計量器による計量後となるため、コンベヤは設置不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-78	206	第4章	7	7.2.5	貯留ヤード	各貯留ヤードの項目におきまして、「それぞれの容量は、計画日最大処理量の3日分を標準とすることと。」と記載がありますが、3日分では搬出車1台分とならない品目が発生すると考えます。貯留容量は搬出車1台分もしくは、3日分のどちらか大きい方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-79	215	第5章	1	1.4	低圧動力設備	「インバータ機器全てについて、インバータ容量は所要電動機容量よりも1ランク上位の容量のものとする」と記載がありますが、電動機が特殊仕様の場合や、インバータ定格出力電流を上回る場合などを除き、問題ない場合は汎用選定としてもよろしいでしょうか。 全ての機器のインバータ容量を大きくした場合、高調波流出電流の増大などの弊害が発生します。	要求水準書どおりとします。 実施設計時に協議とします。
2-80	217	第5章	2	2.1	計装方式	「分散型電子計算機制御システム」の記載がありますが、マテリアルリサイクル施設の制御は、ON/OFF主体のシーケンス制御になるため、応答性、汎用性、信頼性の面からPLC（プログラマブルコントローラ）＋汎用監視PCを主体とした制御システムが有利と考えます。PLCのCPUを二重化する、監視PCはFAパソコンにするなど更に信頼性を持たせることを前提に、PLCシステムを提案させて頂けないでしょうか。	高効率ごみ発電施設と統一することとします。
2-81	218	第5章	2	2.3	計装設備	「帳票プリンタ」「メッセージプリンタ」「カラーハードコピー装置」の記載がありますが、これら機能を有したプリンタ1台に集約することは可能でしょうか。	集約が可能と思いますが、カラーと白黒の2台とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　答
2-82	219	第5章	2	2.3	計装設備	「分散形プロセス制御ステーション」の記載がありますが、マテリアルリサイクル施設の制御は、ON/OFF主体のシーケンス制御になるため、応答性、汎用性、信頼性の面からPLC（プログラマブルコントローラ）＋汎用監視PCを主体とした制御システムが有利と考えます。PLCのCPUを二重化する、監視PCはFAパソコンにするなど更に信頼性を持たせることを前提に、PLCシステムを提案させて頂けないでしょうか。	高効率ごみ発電施設と統一することとします。
2-83	219	第2部 第5章	第2節	2.3(8)	分散形プロセス制御ステーション	①設備の立上げ、立下げ　ア)ブレークポイントにおいて「音声出力すること。」の記述がありますが、P218　1)プラント用コンピュータシステム　留意事項において「音声による」の記述が削除されていましたので、音声出力はしないものとして読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-84	225	第5章	2	2.7	計装項目	表4.6.2 の項目7.「高速回転破砕機出口」の記載がありますが、当社実績として、高速回転破砕機の出口は気流が激しく、粉じんも多いため、カメラ監視がすぐに不能になりますので、取り止めさせて頂けないでしょうか。	高速回転破砕機出口の粉じんを考慮し、後段のコンベヤ付近に設置ください。
2-85	251	第2部 第6章	第3節	3.3	雨水排水工事	添付資料-1に示された法面排水路（オレンジ着色部）および建設予定地（平坦部）の外周にあります法面排水用排水路（オレンジ着色部）は工事所掌外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-86	252	第2部 第6章	第3節	3.5.2	門扉	「敷地内への出入口全てに設置すること。」との記載がありますが、添付資料-3中の「専用門扉（新設）」以外に門扉の設置が必要な箇所があれば、ご教示下さい。	特に想定はありません。
2-87	253	第2部 第6章	第3節	3.6	植栽工事	「植栽工事の範囲は、本市と協議のうえ決定すること。」との記載がありますが、造成後レベルFH＝79.1～80.79の範囲のすべてにおいて緑化は必要と考えて宜しいですか。また、別途造成工事にて築造された法面への植栽は所掌範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みとおりです。
2-88	254	第2部 第6章	第4節	4.1.1	衛生設備工事	便所は洋式となっていますが、和式は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みとおりです。
2-89	254	第2部 第6章	第4節	4.1.2	給水設備工事	給・配水設備方式が、〔 受水槽＋高置水槽方式 〕となっていますが、プラント給水設備と同様に受水槽＋加圧給水方式としても宜しいでしょうか。	〔 〕書きであり、協議に応じます。
2-90	254	第2部 第6章	第4節	4.1.2	給水設備工事	添付資料ー3　水道引込図において、取合い点近傍の受水槽から敷地内受水槽までの配管ルートは、露出配管と考えて宜しいでしょか。	構内道路に沿って埋設後、本事業で舗装工事を行います。法面等は露出配管に加え適切な保温及び保護を行うものとします。
2-91	255	第2部 第6章	第4節	4.1.3	排水設備工事	生活排水の排水先は、添付資料ー6の現灰溶融施設の浄化槽経由後の水槽と考えて宜しいでしょうか。	浄化槽は本事業で設置します。 添付資料-3　建設事業予定地条件図の雨水排水点を想定してください。
2-92	263	第2部 第6章	第5節	5.3.1(6)	照明コンセント設備	「(6)高所に取り付ける照明器具は電動昇降装置付きとする」との記載がありますが、電動昇降装置付き照明器具は現在市場に流通していないため、代替案としてLEDを採用して交換頻度を低減するとしても宜しいでしょうか。	可とします。
2-93	264	第2部 第6章	第5節	5.3.3.	外灯設備工事	外灯を設ける範囲は、添付資料－3において、外構工事範囲とされている部分と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-94	265	第2部 第6章	第5節	5.4.1.	4）構内PHS電話機	「PHSアンテナは本施設および敷地内全てをカバーすること。」とありますが、添付資料－3に示される外構工事範囲に同じと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-95	265	第2部 第6章	第5節	5.4.2.	放送設備（一般・非常）	放送設備の対象範囲は添付資料－3に示される外構工事範囲に同じと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-96	274	第1章	第3節	3.1	(5)①運営マニュアル	「①運営マニュアル（運営期間15年間分を作成）」とありますが、15年間使用する運営マニュアルを作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
2-97	274	第1章	第3節	3.1	(5)①運営マニュアル	「・維持管理マニュアル（主要設備の交換サイクルを含む） ※年度毎の修繕・更新内容、保守点検（法定点検含む。）内容及び工事費（20年間）を含むこと。」とありますが、工事費（20年間）については、 ①様式第15号-4-2（別紙3）の15年間にその後の5年間を加える ②その後の5年間の費用は現計画に基づいた参考として取り扱うものと理解します。	①様式第15号-4-2（別紙3）の体裁に限定するものではなく、協議で決定する予定です。 ②お見込みのとおりですが、運営期間延長を協議する上での基礎資料となるものであり、乖離がある場合には検証義務があることにご注意ください。
2-98	280	第2章	第1節	1.2	ごみ処理手数料の収納など	「直接搬入者からのごみ処理手数料については、本市の職員が収納する。」とありますが、直接搬入者以外からのごみ処理手数料の収納などの金銭の取扱いは無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-99	295	第2章	第8節	8.3	清掃業務	「清掃（剪定、刈り込み及び除草等を含む。）の範囲は、工場棟内では本市の居室関係を除き、事業者の業務範囲とする。」とありますが、範囲は本整備事業の工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者が行う清掃業務の範囲は、本整備事業の工事範囲に、一部法面等を加えた範囲とします。 追加資料-1を参照してください。
2-100	280	第2章	第1節	1.3	受入れ時間	表下に※「上記表に示す受入時間外においても本市が事前に指示する場合は、受入業務を行うこと。」との記載ですが、具体的にはどの程度を想定されていますでしょうか。また、現施設にて至近の実績がございましたらご教示下さい。	年末の繁忙期（12月末の3日）を想定しています。
2-101	282	第2章	第2節	2.2.(5)	搬入管理	(5)「本市は、不定期に搬入車両に対して、プラットホーム内にて展開検査を行う。」との記載ですが、具体的にはどの程度を想定されていますでしょうか。また、現施設にて至近の実績がございましたらご教示下さい。	年10日程度を想定します。
2-102	添付資料1				現況実測平面図	配置や動線等の詳細な検討を行いたいため、CADデータ等がありましたらいただけますでしょうか。	データを貸出しますので、希望者は事務局に連絡の上、お越しください。
2-103	添付資料-2				地質調査資料	地盤条件が添付資料-2と異なる場合、また地中障害物等があった場合は工期延長や追加費用をご請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、協議の上で決定します。
2-104	添付資料-3				建設事業予定地条件図	別途発注の造成工事で施工される敷地への搬入道路及び道路内インフラ設備は、本工事着工前に完成しているものと考えてよろしいでしょうか。	上水の引込工事は本工事となります。 その他必要なライフラインの埋設については敷設後、本事業で舗装工事を行います。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
2-105	添付資料3				新西部クリーンセンター(仮称)建設事業予定地条件図	水道引込位置ですが、2016.5.18現地見学会において、上水の引込位置変更に伴う水道本管を延長するとの説明を受けましたが、水道本管の延長工事完了時期をご教示願います。また、新しい引込位置図及び詳細図を頂くことは可能でしょうか。	落札者で水量計算等の資料を作成していただき、佐世保市水道局と協議を経て、適切な口径の本管を市で設置します。設計業務に着手時期から30年度の工事を予定しています。 なお、工事(全体工事)に伴い必要な用水については現在の給水ルートから有償で分岐利用が可能です。 引込の図面については落札者と協議のうえで提示します。
2-106	添付資料3				新西部クリーンセンター(仮称)建設事業予定地条件図	弱電・電話の引込位置の記載があります。2016.5.18現地見学会において、現灰溶融施設までの電柱を確認できましたが、それらの電柱を利用することは可能と考えて宜しいでしょうか。	条件図のとおりです。
2-107	添付資料5				高圧線関連資料	御提示頂きました「高圧線関連資料」における下記数値についてご教示願います。 ①No.1鉄塔の最下段のがいし取付高さ(電線固定点の高さ) ②No.2鉄塔の最下段のがいし取付高さ(同上)	①鉄塔1　地上～がいし連までの高さ　33.5m ②鉄塔2　地上～がいし連までの高さ　34.0m
2-108	添付資料7				建築雨水ルート	本施設の生活系排水を浄化槽経由にて排水する際、排水量の制限は無いと考えて宜しいでしょうか。	制限はありません。

3　落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回　　答
3-1	3	第1章	2	(2)	ウ 入札価格の確認	「入札金額が入札書比較価格を超える場合は失格とする」とありますが、入札説明書p13 第3章 7 記載の「入札比較価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額」および「入札比較価格を構成する運営業務に係る対価の内訳額」はあくまで参考であり、入札価格の内訳について失格の制限はないと考えて宜しいでしょうか。	質問No.1-23を参照してください。
3-2	9	第4章	表3	(3)エ	施設の安定稼働	審査の視点に、「建設時及び運営時におけるトラブルの未然防止対策及び事後対策について」とありますが、「建設時」とは施工に関する対策ではなく、設計に関する対策との理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

4　様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回　　答
4-1	第6号[2/4]					納税証明書	各構成員及び各協力企業の法人市民税の納税証明書は、様式第3号[2/2]で構成企業欄に記載した各企業の住所(所在地)の自治体が発行したものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-2	第8号					委任状(代理人)	代表企業内で委任事項についての代理を行わない場合は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-3	第9号					グループ名	グループ名は参加資格確認結果の通知にて示されるという理解でよろしいでしょうか。	グループ名は、空欄で構いません。なお、参加資格確認結果時に通知するグループ名は、入札説明書等では「受付グループ名」と記載しています。
4-4	第9号-1～6					各業務を担当する者の要件を証明する書類	様式第9号の中でマテリアルリサイクルの設計・建設工事実績のみ「複数施設の場合は・・・」とありますが、こちら以外は「1施設または1業務のみ」と記載がないものも全て1施設または1業務記載と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。マテリアルリサイクル推進施設については、複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績の場合(入札説明書P10、第3章、2、(3)、イ、(ｴ)参照)に、複数施設を記載してください。
4-5	第9号-6					配置予定者	候補者として複数人分記載してもよろしいでしょうか。	複数人の記載を可とします。
4-6	第11号	1				対面的対話への参加申込書	対面的対話には最大5名までの参加となりますか。5名以上参加が可能な場合は何名まで参加してよろしいでしょうか。また、5名以上参加可能な場合はこちらの様式に行追加をしてよろしいでしょうか。	対面的対話の参加人可能数は、会場の大きさにより異なります。最大15名程度を想定していますが、本様式への参加者の記載は、5名までとします。なお、会場、参加可能人数等の詳細は、別途通知します。
4-7	第15号-2-1	-	-	-	-	計画処理量	「発電電力量」、「使用電力量」、「提案発電電力量」、「購入電力量」については、要求水準書p8記載の新西部クリーンセンター(仮称)の年間計画処理量30,000tを基準ごみで処理した場合の値と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-8	第15号-2-1	-	-	-	-	計画処理量	新西部クリーンセンター(仮称)の焼却対象ごみ量の月間変動係数を御教示願います。公平な評価のため、提案内容の前提条件統一が必要と考えます。	過去3年間の月別焼却実績を追加資料-2に示しますので、これをもとに提案してください。
4-9	第15号-4-1(別紙1)	1,2,3				各企業の役割分担・実施体制	必要な法的資格とありますが、職種には(必要な法的資格)を所持する人員のみ記載すれば宜しいでしょうか。	職種には、法的資格の有無に関わらず、配置する全ての職種を記載してください。
4-10	第15号-4-1(別紙1)	2,3				各企業の役割分担・実施体制	職種欄等の各要員について維持管理と運営会社が異なる場合、区別して表記する必要はありますでしょうか。	ご質問の場合には、区別して表記してください。
4-11	第15号-4-2(別紙1)					SPCの損益計算書	②営業費用欄はご記載の通り高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル推進施設の費用合計を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その他の費用を計上する場合は、追加してください。
4-12	第15号-4-2(別紙1)	②				営業費用	営業費用は高効率ごみ発電施設とリサイクル推進施設の二つに分かれていますが、施設ごとに分離できない共通費用については、全て高効率ごみ発電施設側に算入して記入して良いでしょうか。	施設ごとに分離できない共通費用は、高効率ごみ発電施設に計上してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回　　答
4-13	第15号-4-2	(別紙5)	1			処理量(計画値)	事業期間を通じた高効率ごみ発電施設とﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ推進施設の年間処理量(計画値)はそれぞれ30,000t/年、7398t/年(内訳は要求水準書p9 第2章第1節 1.3.1 (2) 計画処理量 ②ﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ推進施設に記載のもの)と理解して宜しいでしょうか。	高効率ごみ発電施設については、お見込みのとおりです。マテリアルサイクル推進施設については、入札説明書P34、別紙2に記載のとおり、下記の処理量となります。 ①変動費ⅰ:破砕選別施設における処理対象物(不燃ごみ、粗大ごみ、破砕対象資源物)の処理量 ②変動費ⅱ:缶類選別圧縮施設及びペットボトル圧縮梱包施設における処理対象物(スチール缶、アルミ缶、ペットボトル)の処理量
4-14	第15号-4-2(別紙1)					SPCの損益計算書	②営業費用欄はご記載の通り高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル推進施設の費用合計を記載すればよろしいでしょうか。	質問No.4-11を参照してください。
4-15	第15号-5-1(別紙1)					地域の人材活用	賃金(平均年収)は雇用者に支払われる総支給額の平均でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-16	様式集一覧						一覧表NO.63の様式18号は様式17号の誤記という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5　基本協定書(案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回　　答
5-1	9	別紙1			運営事業者の資本金額及び株主構成	運営事業者設立当初と運営業務開始時の資本金額は異なって良いという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者設立当初と運営業務開始時とでは、異なる資本金額の提案を認めています。

6　基本契約書(案）に対する質問

質問なし

7　建設工事請負契約書(案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回　　答
7-1	25	53			火災保険等	本工事について貴市が付保する保険の内容についてご教示ください。	本工事に対して市が付保する保険はありません。
7-2	27	61	2		地域貢献に係る提案の未達成	受注者が地域貢献に係る提案を遵守できない場合とは、受注者が提案した地域貢献総額を達成できない場合と考えてよろしいでしょうか。	受注者が提案した設計・建設期間における地域貢献総額を達成できない場合です。

8　運営業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回　　答
8-1	3	第7条	2	―	一括再委託等の禁止	本業務の運転業務において、SPCより運転業務を受託した企業が、その受託業務の一部を更に他の企業に委託することは、発注者の了解を得ることで可能であるとの理解で良いでしょうか。	本項では、あらかじめ発注者の承諾を得ることで、受注者であるSPCが、業務の一部を第三者に委託することができることを規定しています。
8-2	4	11	2		業務の基準等	「業務マニュアル」との記載がありますが、要求水準書の「運営マニュアル」と同じものとして理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-3	5	第15条	―	―	車両・重機など	受注者が用意する車両を購入する場合は、受注者の資産となると理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-4	7	第23条	―	―	ごみ処理手数料の徴収事務協力	徴収事務の協力とは何を行うのでしょうか。 要員計画で作業負荷と要配置人員を算定するために具体的内容をご提示願います。 また、業務が発生する場合、定常的に土曜日も対応する必要があるかご教示願います。	協力内容としては、搬入カードを使用した事業者ごとの、手数料の集計作業に必要なデータ(搬入量等)を市に提供することとなります。 データの提出は、システムにより毎受入日に行われると想定しています。
8-5	8	第29条	―	―	試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等	「受注者がこれを建設事業者から受託して行うことができる」との記載ありますが、これによる対価が発生した場合、SPCの収入として取り扱うということでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-6	10	第35条	2	―	ごみ質	計画ごみ質を逸脱した処理対象物が搬入された場合の追加費用について、「助燃材等の追加的な費用をいう」との記載がありますが、次のケースはこの追加費用該当するか、ご教示願います。 ①処理対象物中の塩素、硫黄分増加による排ガス処理薬剤使用量増 ②処理対象物中の灰分割合増による飛灰キレート剤の使用量増 ③処理対象物中の鉛等の重金属含有量増によるキレート剤の使用量増	各ケースは、逸脱の程度も含めて協議によります。

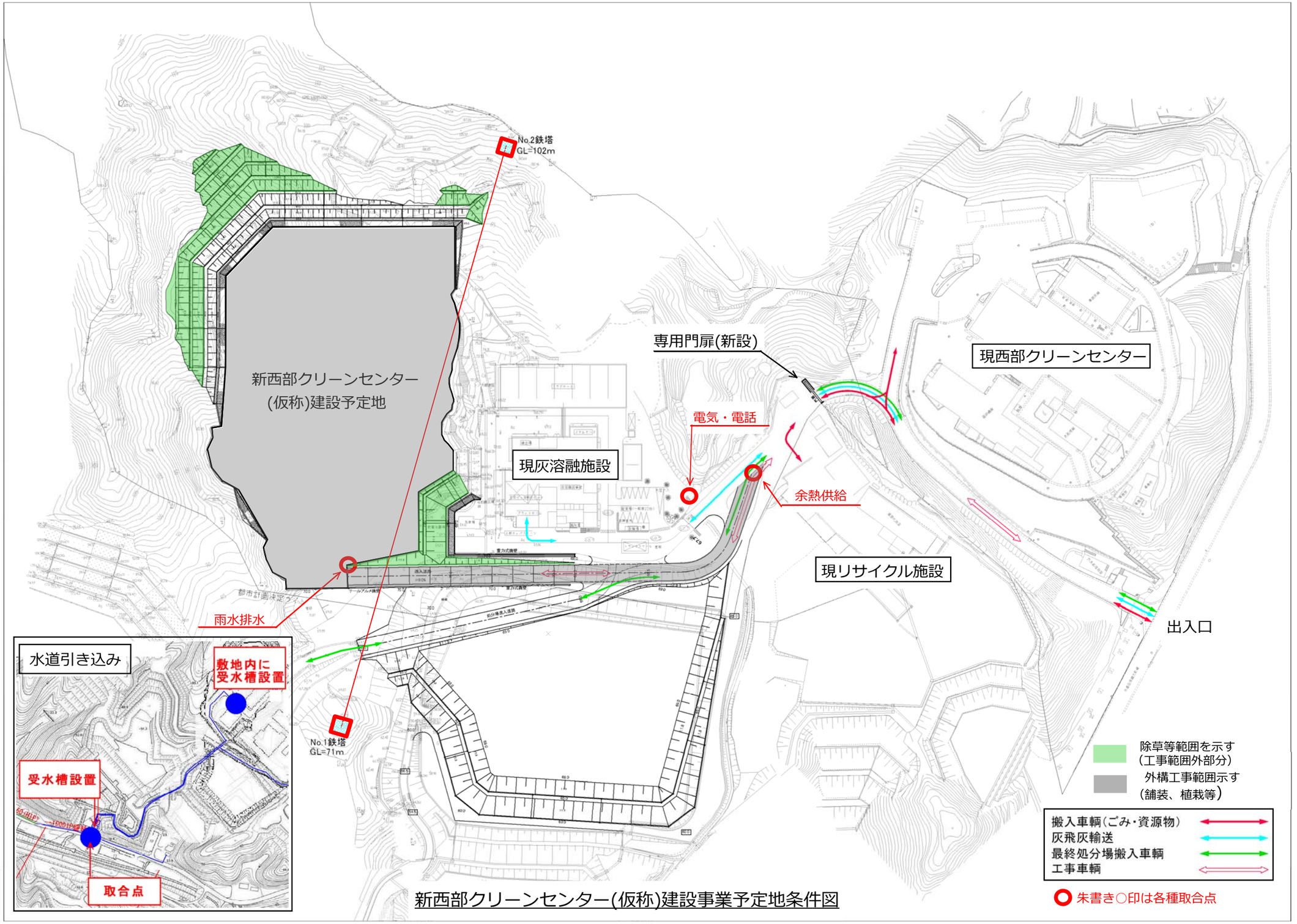

新西部クリーンセンター(仮称)建設事業予定地条件図

追加資料ー2

西部クリーンセンター焼却実績（H24－H26）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
平成24年	１号炉	2,932.77	42.54	0	109.78	3,199.12	1,939.61	0	0	0	2,610.23	1,834.26	3,006.98	15,675.29
	（運転日数）	30	2	0	2	31	22	0	0	0	28	20	31	166
	２号炉	0	2,709.80	2,892.56	2,199.59	0	801.66	3,444.87	3,203.52	2,482.77	0	0	0	17,734.77
	（運転日数）	0	26	30	25	0	9	31	30	29	0	0	0	180
	合　計	2,932.77	2,752.34	2,892.56	2,309.37	3,199.12	2,741.27	3,444.87	3,203.52	2,482.77	2,610.23	1,834.26	3,006.98	33,410.06
	（運転日数）	30	28	30	27	31	30	31	30	29	28	20	31	345
	変動率	104%	97%	102%	82%	113%	97%	122%	113%	88%	92%	65%	106%	ー
平成25年	１号炉	2830.78	45.60	0.00	613.27	2950.84	2107.24	0.00	0.00	0.00	2877.39	1726.10	3020.37	16171.59
	（運転日数）	30	2	0	7	31	24	0	0	0	28	19	31	172
	２号炉	0.00	2709.44	3375.53	2282.53	0.00	504.33	3367.32	3256.57	2730.19	0.00	0.00	0.00	18225.91
	（運転日数）	0	26	30	24	0	6	31	30	29	0	0	0	176
	合　計	2830.78	2755.04	3375.53	2895.80	2950.84	2611.57	3367.32	3256.57	2730.19	2877.39	1726.10	3020.37	34397.50
	（運転日数）	30	28	30	31	31	30	31	30	29	28	19	31	348
	変動率	100%	97%	119%	102%	104%	92%	119%	115%	97%	102%	61%	107%	ー
平成26年	１号炉	2,932.96	45.39	0	335.05	3,259	2,449	0	0	0	2,874	1,739	2,789	16,423
	（運転日数）	30	1	0	4	31	25	0	0	0	28	19	31	169
	２号炉	0	2,415.60	3,164.76	2,283.43	0	107	3,474	3,429	2,641	0	0	0	17,514
	（運転日数）	0	23	30	24	0	2	31	30	29	0	0	0	169
	合　計	2,932.96	2,460.99	3,164.76	2,618.48	3,259.11	2,555.38	3,473.52	3,429.34	2,640.65	2,873.64	1,738.65	2,789.37	33,936.85
	（運転日数）	30	24	30	28	31	27	31	30	29	28	19	31	338
	変動率	104%	87%	112%	93%	115%	90%	123%	121%	93%	102%	62%	99%	ー